



大阪大学箕面キャンパスの移転に係る合意書

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と箕面市（以下「乙」という。）は、平成27年6月17日付「大阪大学箕面キャンパスの移転に係る覚書」に基づき協議を進めてきた。その結果、以下の基本的事項について合意したので、ここに合意書を締結する。

（キャンパス移転と甲乙の連携・協力）

- 第1条 甲と乙は、甲の教育研究の発展及び学習環境の向上並びに乙の未来に向けての活気あるまちづくりに寄与することを目的に、大阪大学箕面キャンパス（以下「現キャンパス」という。）の移転に取り組むものとする。
- 2 甲と乙は、次条第1項の移転による新たな大阪大学箕面キャンパス（以下「新キャンパス」という。）の整備及び現キャンパス跡地の有効活用について相互に協力するとともに、さらなる緊密な連携を深める。
- 3 甲と乙は、新キャンパスを整備した後においても、将来にわたり本合意書に定める甲乙各々の役割を責任をもって果たすものとする。
- 4 甲と乙は、地域の持続的な発展及び社会に役立つ多様な人材の育成・輩出を実現するため、連携・協力して取り組むものとする。甲は、その知見や人材を積極的に文化、教育研究、国際交流をはじめとする乙の地域活性化の取り組みに提供し、乙は、甲の知見や人材を活用し、また、人材が活躍する場を提供する。

（甲が整備する施設）

- 第2条 甲は、現キャンパスを箕面市粟生間谷地区から（仮称）箕面船場駅周辺土地区画整理事業（以下「区画整理事業」という。）予定地内へ移転する。
- 2 甲は、前項の移転に当たり、新キャンパスにおける教育研究施設及び学寮を整備し、平成33年春の開校を目標とする。
- 3 甲は、新キャンパス敷地内において、区画整理事業予定地の北側道路へ通ずる一般市民の利用に供する歩行者用通路を将来にわたって確保するものとし、詳細は乙と協議したうえで、別途定める。

（乙が整備する施設）

- 第3条 乙は、区画整理事業予定地内において、甲の図書館機能を兼備えた図書館施設、文化交流施設（会議室、音楽スタジオ等の諸室で構成する生涯学習施設をいう。以下同じ。）、市民文化ホール、広場、自転車等の駐車場を整備する。



(図書館施設及び文化交流施設)

第4条 図書館施設は、甲の蔵書と乙の蔵書を所蔵するものとし、甲の蔵書は、その教育研究を妨げない範囲で、市民の利用に供する。

2 乙は、図書館施設及び文化交流施設の維持管理・運営業務について、指定管理者制度により将来にわたって甲に委ねるものとし、甲は当該業務を無償で受託する。なお、業務範囲や運営規約等についての詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

(自転車等の駐車場)

第5条 乙は、区画整理事業予定地内に整備予定の自転車等の駐車場の施設規模について、甲の利用を考慮して検討するものとし、詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

(事業スキーム)

第6条 甲と乙は、次の事業スキームをもって、新キャンパスを整備するものとし、詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

- (1) 乙は、新キャンパスに供する土地を取得する。
- (2) 甲と乙は、前号の土地と等価の現キャンパスの土地を互いに引き渡す。
- (3) 乙は、現キャンパスの土地（前号の土地を除く。）及び建物の不動産鑑定に基づく価額に相当する額を甲に支払い、甲は乙に当該土地及び建物を引き渡す。
- (4) 甲は、前号で得た対価を、新キャンパスの整備費用に充てる。

(甲と乙による協議が必要なその他事項)

第7条 甲と乙は、第2条及び第3条に掲げる施設の整備内容等について、今後、詳細に検討を行うものとする。なお、現時点における施設整備イメージは、別添のとおりとする。

2 将来、甲の教育研究施設の増築が必要となった場合は、乙は乙が整備する広場の土地の一部を甲の施設の容積率の算定に充てる等、甲の増築計画に協力するものとし、具体的な対応の詳細は甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲と乙は、次に掲げる事項について、今後協議を進めるものとする。

- (1) 各々が整備する施設の設計と工事を円滑かつ効率的、効果的に進める手法
- (2) 建築制限その他土地利用上の定めに関する事項
- (3) エリアマネジメントの導入
- (4) 各々が整備する施設で使用するエネルギーの省力化と経費の削減を実現する手法



(議会の議決等)

第8条 本合意書の履行に当たって、甲と乙は、法令等に基づき甲の役員会の決定又は乙の市議会の議決等の手続きを経て行うものとする。

(信義誠実の原則)

第9条 甲と乙は、信義に則り、誠実に協議を進めるとともに、本合意書の合意事項を責任をもって履行するものとする。ただし、天災地変その他のやむを得ない理由により本合意書の内容を履行することが困難となった場合は、甲乙協議のうえ、別途取扱いを定めるものとする。

(疑義の解決方法)

第10条 本合意書に定めのない事項又は本合意書について疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本合意書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月12日

甲 吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学
総長 西尾章治郎

乙 箕面市西小路4-6-1
箕面市
市長 倉田哲郎